【別紙1】

磐田市副業・兼業人材活用促進事業補助制度の流れ

**１　補助申請前の準備**

**⑴　副業・兼業人材活用の検討**

金融機関を通じて、又は直接「静岡県プロフェッショナル人材戦略拠点」の担当者に副業・兼業人材の活用について問い合わせ・相談をしてください。

**⑵　具体的活用の検討**

副業・兼業人材の活用が決定したら、紹介会社又は副業・兼業人材と契約をします。

**２　補助申請**

**⑴　交付申請**

**申請者**は申請に必要な書類をそろえて、市（経済観光課）窓口に提出してください。

**⑵　交付決定**

　　市は申請書類を受理後、内容を確認し適正であれば**申請者**に「交付額決定通知書」を送付します。

**⑶　副業・兼業人材の活用**

申請者は契約に基づき、副業・兼業人材と連携して経営課題の解決等業務を進めてください。

**⑷　副業・兼業人材又は紹介会社への報酬・委託料支払い**

契約に基づき、副業・兼業人材又は紹介会社へ報酬及び委託料等を支払います。

**３　完了報告**

**申請者**は完了報告書類を市に提出してください。

**４　交付確定**

市は提出された完了報告書類の内容を確認し、適正であれば「交付額確定通知書」と請求書（様式第11号）を**申請者**に送付します。

**５　補助金の請求**

**申請者**は「交付額確定通知書」を受領後、市に「請求書」を提出してください。

（交付額確定通知書を受領した日から8日以内）

**６　補助金の支払い（振込）**

市は**申請者**から「請求書」を受領後、指定口座に補助金を支払います。

※必要書類については、【別紙２　必要書類一覧】で確認してください。